

浄化槽工事業登録申請等手続きのご案内（令和7年4月版）

I 浄化槽工事業者の登録

1 登録とは

浄化槽法（以下「法」といいます。）の定めにより、浄化槽工事業を営もうとする者は、浄化槽工事業を行おうとする区域を管轄する**知事の登録を受けなければなりません**。

この登録は、500万円未満（建築一式工事については請負金額が1,500万円未満又は延べ床面積が150㎡未満）の浄化槽工事を請け負おうとする場合に、浄化槽工事業を行おうとする区域内の営業所の有無にかかわらず必要となります。

ただし、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者については登録を不要とし、単なる届出で足り、この届出を**特例浄化槽工事業者の届出**といいます。

2 登録を受けるための要件

1) 営業所ごとに浄化槽設備士を配置すること。

※他の営業所（他の浄化槽工事業者の営業所は含まない。）との兼務を行うことについては差し支えない。

※住所又は浄化槽設備士がテレワーク（WEB会議システム、メール等のデジタル技術の活用により、営業所で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行おうとする場所が、営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上、通勤不可な場合については、営業所に設置されていないものとして取り扱う。

2) 次の事項に該当していないこと。

①申請者若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けていること

②浄化槽法第24条第1項に規定されている欠格要件

ア 浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

イ 浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。）

ウ 都道府県知事により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

オ 浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人がアからエまで及びカに該当する者

カ 法人でその役員のうちにアからオまでに該当する者があるもの

キ 暴力団員等（エに該当する者）がその事業活動を支配する者

3 登録申請手数料

いずれも、三重県収入証紙で納付してください^{*1}。

（1）新規 33,000円

（2）更新 26,000円

^{*1} 三重県収入証紙の購入は、百五銀行、三十三銀行等で可能です。詳しくは三重県出納局のホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/39046033383.htm>）をご覧ください。

4 登録申請手続き

浄化槽工事業を営もうとする者は、以下の手続きが必要となります。

1) 浄化槽工事業者登録申請書の提出 【別記様式第1号】

(登録の更新を申請する場合も同様です。)

添付書類

①誓約書※¹ 【別記様式第2号】

②営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面※²

③工事業登録申請者の調書※³ 【別記様式第3号】

④浄化槽設備士の調書※^{4、5} 【別記様式第4号】

⑤浄化槽設備士の住民票の抄本等※⁶

⑥登録申請者が法人の場合は履歴事項全部証明書※⁷

登録申請者が個人の場合は住民票の抄本等(本籍地の記載のあるもの)

⑦申請代理人への委任状(代理人(行政書士等)による申請の場合)(5ページ参照))

※1) 申請者が未成年である場合には法定代理人の併記が必要です。

※2) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写しが必要です。

※3) 申請者が法人である場合にあっては、役員全員の調書(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者の他、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分5以上に相当する出資をしている者を含む)が必要です。また、申請者が未成年である場合にあっては、その法定代理人(法人の場合は、役員全員の調書)の調書も必要です。

※4) 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士について、他の営業所の者も含めて作成してください。

※5) 営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上、通勤不可能でないことを確認するため、営業所の所在地と浄化槽設備士の現住所が遠距離(片道1時間30分以上)の場合は、通勤経路を記載した書類(任意様式)を提出してください。

※6) 住民票の抄本については、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出してください。

登録申請者の住民票の抄本等については本籍地の記載のあるものを提出してください。なお、外国籍の方は国籍の記載されたものを提出してください。浄化槽設備士の住民票の抄本等については本籍地の記載は不要です。

※7) 履歴事項全部証明書及び住民票の抄本については、申請日の直前3ヶ月以内のものを提出ください。

○申請書類の提出部数 正本1部、副本1部(写し可) 押印は不要です。

○申請書類の提出先（登録の更新、変更の届出も同じです。）

県内に主たる営業所を有する者 → 主たる営業所の所在地を所管する 県建設事務所 総務課

県外に主たる営業所を有する者 → (本庁)県土整備部 建設業課 建設業班

主たる営業所の所在地	提出先	住 所	電話番号
桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町	桑名建設事務所（総務課）	桑名市中央町5丁目7-1	0594-24-3661
四日市市、菰野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所（総務課）	四日市市新正4丁目21-5	059-352-0665
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿建設事務所（総務課）	鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680
津市	津建設事務所（総務課）	津市桜橋3丁目446-34	059-223-5200
松阪市、多気町、明和町、大台町	松阪建設事務所（総務課）	松阪市高町138	0598-50-0577
伊勢市、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町	伊勢建設事務所（総務課）	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5197
鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所（総務課）	志摩市阿児町鶴方3098-9	0599-43-5125
伊賀市、名張市	伊賀建設事務所（総務課）	伊賀市四十九町2802	0595-24-8200
尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所（総務課）	尾鷲市坂場西町1番1号	0597-23-3524
熊野市、御浜町、紀宝町	熊野建設事務所（総務課）	熊野市井戸町371	0597-89-6142
県外	県土整備部建設業課	津市広明町13番地	059-224-2660

○登録の有効期間 5年間

引き続き浄化槽工事業を営業しようとする場合は、有効期間満了の日の30日前までに申請書類を提出しなければなりません。更新手続きを行わないまま、登録の有効期間を経過した場合、登録は効力を失います。

更新の申請書類については、新規（登録）の申請の場合と同じです。

なお、更新申請が受理されていれば、有効期間の満了後であっても通知等の処分があるまでは、従前の登録が有効です。

有効期限満了の日の3ヶ月前から更新の受付を行います。

5 登録を受けた後の手続き

1) 標識の掲示 【別記様式第8号】

法第30条の規定により、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、標識を掲げなければなりません。

様式第8号

← 35センチメートル以上 →		↑ 25 センチ メートル 以上 ↓
浄 化 槽 工 事 業 者 登 録 票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
登録番号	三重県知事（登一）第 一 号	
登録年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

備 考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

2) 帳簿の備付け等 【別記様式第 10 号】

法第 31 条の規定により、**営業所ごとに帳簿を備え**、これを保存しなければなりません。

6 変更の届出 【別記様式第 7 号】

登録事項に変更が生じた場合に、次の手続が必要となります。

※変更があった日から 30 日以内に届け出なければなりません。

1) 商号、名称又は氏名及び住所の変更

添付書類

①個人の場合 住民票の抄本等（本籍地の記載のあるもの）

②法人の場合 履歴事項全部証明書

2) 営業所の名称及び所在地の変更

添付書類

○履歴事項全部証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）

※個人は添付不要です。

3) 法人である場合において、役員の氏名の変更の場合（就任・退任、改姓、役職名の変更）

添付書類

①履歴事項全部証明書

②新たに役員となる者がいる場合

7) 誓約書 【別記様式第 2 号】

4) 新たに役員となる者の調書【別記様式第 3 号】

4) 浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号の変更

添付書類

当該浄化槽設備士の

①浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

②浄化槽設備士の調書 【別記様式第 4 号】

③住民票の抄本等

※) 営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上、通勤不可能でないことを確認するため、営業所の所在地と浄化槽設備士の現住所が遠距離（片道 1 時間 30 分以上）の場合は、通勤経路を記載した書類（任意様式）を提出してください。

○届出書類の提出部数 **正本 1 部、副本 1 部（写し可）** 押印は不要です。

※代理人が届出する場合は、委任状の原本（副本は写し）の提出が必要です。（5 ページ参照）

7 廃業等の届出…2部（正本・副本）提出してください。

浄化槽工事業を営む者が、次の表の左欄に該当することとなった場合、それぞれ右欄に定める者が、その日から30日以内に知事に届け出なければなりません。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
5 浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員

※廃業等届出書の様式は任意です。また添付書類は不要です。

※代理人が届出する場合は、委任状の原本（副本は写し）の提出が必要です。（5ページ参照）

8 浄化槽工事業の登録を受けた者が建設業法上の許可を取得した場合の手続き

建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの許可を受けた場合は、浄化槽工事業の登録の効力を失うこととなります（浄化槽法第33条第4項）。したがって、引き続き浄化槽工事業を営む場合は、遅滞なく特例浄化槽工事業者の届出をしなければなりません。届出の詳細は6ページ以降をご覧ください。

9 行政書士による代理申請等にかかる取扱いについて

浄化槽工事登録における行政書士法に基づく行政書士の代理申請等については、次のとおり取り扱うものとします。

〔1〕代理申請

1 委任状について

- ①行政書士が代理人として記名のうえ、代理申請する場合は、必ず委任状（写し可、押印の有無は問いません）を添付してください。
- ②委任状の様式は任意ですが、「浄化槽工事業の記入要領及び記載例」10ページを参考に、申請、修正、受領等の委任の範囲について具体的に記載してください。
- ③委任状の日付は各申請・届出の日から3ヶ月以内のものとしてください。
- ④委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- ⑤疑義が生じた場合には本人への確認を行う場合がありますので、ご了承ください。

2 浄化槽工事業者登録申請書（別記様式第1号）の記載について

行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定に基づき、申請書（欄外でも可）に書類作成者として、行政書士名を記名の上、行政書士職印をしてください。その際、申請者名（法人である場合は法人名及び代表者名）は必ず記載してください。

〔２〕書類の作成代行について

書類の作成代行を行った場合は、申請書（欄外でも可）に書類作成者として、行政書士名を記名の上、行政書士職印をしてください。

この際、委任状の提出は要しませんが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことは出来ません。

注）本人による申請及び法律に定めのある場合を除き、行政書士または行政書士法人でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことはできませんので、ご注意ください。

Ⅱ 特例浄化槽工事業者の届出

1 届出とは

特例浄化槽工事業者とは、建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業、管工事業のいずれかの許可を受けている者で浄化槽工事業を営むものであり、これらの者は建設業法に基づく許可の審査により施工能力等のチェックは既になされていることから、登録に代えて都道府県知事への届出で足りるとされています。

しかし、特例浄化槽工事業者については登録及び指示等に関する規定を除き、浄化槽工事業者とみなして浄化槽法の規定が適用されることとなっており（法第33条第2項）、これに伴い、届出に際しては、営業所ごとに置く浄化槽設備士に関する書面を添付書類として提出しなければなりません。

2 届出業者の要件

1) 土木工事業、建築工事業又は管工事業のいずれかの許可を受けている建設業者であり、許可の有効期間内であること。

2) 営業所ごとに浄化槽設備士を置くこと。

※この場合、浄化槽設備士を置かなければならない営業所とは浄化槽工事の施工に関する業務を行う本店・支店等をいいます。建設業者の場合には浄化槽工事業を営む営業所のみが浄化槽法上の営業所となるのであり、建設業法上の許可を受けた全ての営業所を指すものではありません。

※他の営業所（他の浄化槽工事業者の営業所は含まない。）との兼務を行うことについては差し支えない。

※住所又は浄化槽設備士がテレワークを行おうとする場所が、営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上、通勤不可な場合については、営業所に設置されていないものとして取り扱う。

3 届出にかかる手数料

特例浄化槽に係る各種書類については、届出であるため手数料の納付は不要です。

4 届出手続

特例浄化槽工事業者は、以下の手続きが必要となります。

1) 特例浄化槽工事業者届出書の提出 【様式第11号】

①建設業法により許可を受けたことを証する書面※1

②営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面※2

③浄化槽設備士の調書※3、4 【様式第4号】

④浄化槽設備士の住民票の抄本等

⑤申請代理人への委任状（代理人による申請の場合）（9ページ参照）

※1）建設業の許可通知書の写し又は許可証明書等

※2）浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

※3）営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員について、作成してください。

※4）営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上、通勤不可能でないことを確認するため、営業所の所在地と浄化槽設備士の現住所が遠距離（片道1時間30分以上）の場合は、通勤経路を記載した書類（任意様式）を提出してください。

○届出書類の提出部数 **正本1部、副本1部（写し可）** 押印は不要です。

○届出書類の提出先

県内に主たる営業所を有する者 → 主たる営業所の所在地を所管する県建設事務所 総務課
県外に主たる営業所を有する者 → (本庁) 県土整備部建設業課建設業班

主たる営業所の所在地	提出先	住所	電話番号
桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町	桑名建設事務所（総務課）	桑名市中央町5丁目7-1	0594-24-3661
四日市市、菰野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所（総務課）	四日市市新正4丁目21-5	059-352-0665
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿建設事務所（総務課）	鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680
津市	津建設事務所（総務課）	津市桜橋3丁目446-34	059-223-5200
松阪市、多気町、明和町、大台町	松阪建設事務所（総務課）	松阪市高町138	0598-50-0577
伊勢市、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町	伊勢建設事務所（総務課）	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5197
鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所（総務課）	志摩市阿児町鶴方3098-9	0599-43-5125
伊賀市、名張市	伊賀建設事務所（総務課）	伊賀市四十九町2802	0595-24-8200
尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所（総務課）	尾鷲市坂場西町1番1号	0597-23-3524
熊野市、御浜町、紀宝町	熊野建設事務所（総務課）	熊野市井戸町371	0597-89-6142
県外	県土整備部建設業課	津市広明町13番地	059-224-2660

○届出の有効期間

登録の場合とは異なり、有効期間というものはないので、一度届出をすれば8ページの6に掲げる変更の届出を除き、改めて届出をする必要はありません。

ただし、建設業の許可は5年で更新されることから、許可の更新に伴い、必ず許可番号及び許可年月日に変更されますので、この場合には変更の届出が必要となります。

例：（更新前）三重県知事許可（般-30）第99999号 平成30年10月1日

（更新後）三重県知事許可（般-5）第99999号 令和5年10月1日

5 届出後の手続き

1) 標識の掲示 【別記様式第9号】

浄化槽工事業者と同様に、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、標識を掲げなければなりません、この場合には併せて建設業法に基づき建設業の許可票を掲示しなければならないことにご注意ください。

様式第8号

← 35センチメートル以上 →		↑ 25 センチ メートル 以上 ↓
浄化槽工事業者届出済票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
届番号	三重県知事（届- ）第 - 号	
届出年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

2) 帳簿の備付け等 【別記様式第10号】

浄化槽工事業者と同様に、営業所ごとに帳簿を備え、これを保存しなければなりません。

※浄化槽設備士を置かなければならない営業所とは、浄化槽工事業を営む営業所をいい、建設業法上の許可を受けたすべての営業所が必ずしも浄化槽法上の営業所に該当するわけではありませんので注意してください。

6 変更の届出 【別記様式第12号】

登録事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

1) 個人である場合において、氏名又は名称及び住所の変更

添付書類 なし

2) 法人である場合において、名称及び住所の変更

添付書類 なし

3) 法人である場合において、代表者氏名の変更

添付書類 なし

4) 建設業法に基づき許可を受けた業種又は許可番号又は許可年月日の変更

添付書類

建設業法に基づき許可を受けたことを証する書面

(許可通知書の写し又は許可証明書等)

5) 浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地の変更

添付書類 なし

6) 浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号の変更

添付書類

当該浄化槽設備士の

①浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

②浄化槽設備士の調書

③住民票の抄本等

※) 営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上、通勤不可能でないことを確認するため、営業所の所在地と浄化槽設備士の現住所が遠距離(片道1時間30分以上)の場合は、通勤経路を記載した書類(任意様式)を提出してください。

○届出書類の提出部数 正本1部、副本1部(写し可) 押印は不要です。

※代理人が届出する場合は、委任状の原本(副本は写し)の提出が必要です。(9ページ参照)

7 廃業等の届出…正本1部、副本1部(写し可)を提出してください(押印は不要です)。

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を届出をしている都道府県知事に書面をもって届け出なければなりません。

※廃業等届出書の様式は任意です。また、添付書類は不要です。

※代理人が届出する場合は、委任状の原本(副本は写し)の提出が必要です。(9ページ参照)

8 建設業法上の許可がなくなった者が引き続き浄化槽工事業を営む場合の手続き

建設業許可(土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る)のすべてを失った場合で、引き続き浄化槽工事業を営む場合は、従来の届出に代えて、新たに浄化槽工事業の登録を受ける必要がありますので、特例浄化槽工事業者の廃業届を提出し、同時に浄化槽工事業の登録申請を行ってください。

9 行政書士による代理申請等にかかる取扱いについて

特例浄化槽工事業者の届出における行政書士法に基づく行政書士の代理申請等については、次のとおり取り扱うものとします。

〔1〕代理申請

1 委任状について

- ①行政書士が代理人として記名のうえ、代理申請する場合は、必ず委任状（写し可、押印の有無は問いません）を添付してください。
- ②委任状の様式は任意ですが、「特例浄化槽工事業の記入要領及び記載例」7ページを参考に、申請、修正、受領等の委任の範囲について具体的に記載してください。
- ③委任状の日付は各届出の日から3ヶ月以内のものとしてください。
- ④委任状には行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- ⑤疑義が生じた場合には本人への確認を行う場合がありますので、ご了承ください。

2 特例浄化槽工事業者届出書の記載について

行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第9条第2項の規定に基づき、申請書（欄外でも可）に行政書士名を記名の上、行政書士職印をしてください。

その際、申請者名（法人である場合は法人名及び代表者名）は必ず記載してください。

〔2〕書類の作成代行について

書類の作成代行を行った場合は、申請書（欄外でも可）に書類作成者として、行政書士名を記名の上、行政書士職印をしてください。

この際、委任状の提出は要しませんが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことは出来ません。

注）本人による申請及び法律に定めのある場合を除き、行政書士または行政書士法人で

ない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことはできませんので、ご注意ください。